

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回中宮浄水場更新基本構想・基本設計 プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会
開 催 日 時	平成26年11月28日(金) 15時00分から 17時00分まで
開 催 場 所	枚方市上下水道局水道部庁舎3階応接室
出 席 者	会長：中室克彦委員、副会長：堀真佐司委員 委員：寺嶋勝彦委員、宮内潔委員、村上俊英委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. プロポーザル実施要領（案）等の決定について 2. 業務仕様書（案）の決定について
提出された資料等の 名 称	1-1. プロポーザル実施要領（案） 1-2. 評価基準表（案） 2. 業務仕様書（案） 3. 今後の審査会のスケジュール（案） 参考資料1. 中宮浄水場更新事業について 参考資料2. 第1回審議会議事録
決 定 事 項	プロポーザル実施要領（案）、評価基準表（案）、業務仕様書（案）
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条6
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	水道部浄水課

審 議 内 容

1 開 会

事 務 局： 第2回の審査会をはじめていきたいと思ひます。会長よろしくお願ひします。

会 長： 皆さんお揃いということで、第2回の委員会を開催したいと思ひます。委員のみなさん、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

なお、前回はそうでしたが、会意義録を作成するために会議内容の録音を認めたいと思ひますのでよろしくお願ひします。また、今日は、午後5時をめぐりに審議を終える予定で、審議をしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

それでは、事務局の方から委員の出席状況、ならびに配布資料の説明をよろしくお願ひします。

事 務 局： それでは、委員の出席状況について、ご報告します。現在の出席委員は、5名で、委員5名の2分の1以上となっておりますので、枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立していることをご報告します。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

配布資料としまして、次第です。続きまして、資料1-1 プロポーザル実施要領(案)、資料1-2 評価基準表(案)、資料2 業務仕様書(案)、資料3 今後の審査会のスケジュール、参考資料としまして、参考資料1 中宮浄水場更新事業について、参考資料2 第1回審査会議事録となっております。資料に過不足などはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

資料は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。それでは、審議案件に入る前に、前回の委員会で出ました意見に対して、事務局の方から報告があるということですので、説明をお願いします。

事 務 局： 貴重な時間をとっていただきありがとうございます。

前回の審査会で、浄水場の更新にあたって、本事業の進め方、枚方市の考え方、いろいろなことについてご意見、ご質問を頂戴いたしました。審議に入っていただく前に、あらためて中宮浄水場更新事業の概要について説明させてもらいたいということと、頂いた意見にたいして、考えましたことをご説明させてもらってから、議案の方に移りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

参考資料の1ですね。A3縦の表を見ていただき、それを使って説明させていただきますたいと思ひます。

中宮浄水場の更新なのですが、もともと枚方市の姿勢とか、方向がよく見えないというお話を、1回目の審査会でいただきました。それについて確かに要領の中とかにも、抜けておりますので、この部分を要領の中に継ぎ足したという形で、この中に抜き出ささせていただいております。背景ですが、本市の水道事業は、昭和8年に通水を開始して昨年度で80周年を迎えました。管路や配水池など、多くの施設の老朽化が進み、東南海トラフを震源とする巨大地震に対する耐震性もないという状況でございます。その中でまた水道事業の根幹となる中宮浄水場なのですが、磯島取水場から取水した原水を第1浄水場9万t、第2浄水場4万tで凝集沈殿砂ろ過を行ったのち、高度浄水処理、こちらは平成10年に施工されているのですが、オゾン、粒状活性炭を経て水道水として最大日量13万tの供給を行っているところなのですが、これまで大きな更新や改修が行われずに現在に至っている状況でございます。その中で第1浄水場の老朽化が進んでいることから、この部分についてのみ、更新を行いたいというところで、今回の中宮浄水場更新事業に携わる訳でございます。

基本構想、基本設計の目的なのですが、第1浄水場を更新するのですが、周りの施設等もございます、この部分だけを新しく取り替えてというわけにもいかず、全体的なところも見ていこうというところで、基本構想を考えようということになってございます。浄水場を更新するにあたり、現在の水道技術環境の中でもっとも適切な浄水仕様を決定して、基本構想として取りまとめて、第1浄水場の更新について基本設計を行いたいというものです。

現在の浄水技術というのは、横流式急ろ方式などの従来の浄水方法に加えて、みなさんご存知だと思いますけれど、膜ろ過方式の新しい技術、そういうのが、段々開発が進んでおります。他事業者でも採用も見られることから、淀川の表流水を原水とする本市の浄水施設で、水質についても、建設についても、管理費用、そういう経営面のことについても、すべてのところを検討させていただいて、枚方市にとって、従来法がいいのか、それとも膜ろ過方式がいいのか、最適な浄水方法を選定させていただく。そのために、科学的、客観的なデータがほしいというところで、実証実験をさせていただく。実証実験の結果をもとにどちらを採用するか、どういうフローを採用するか、決定させてもらって、基本構想としてまとめていきたいと考えております。基本構想をまとめたのちに、第1浄水場の具体的な基本計画に移っていきいたいという風に思っております。今回、この更新事業についてこのプロポーザル方式の業者選定方法を考えているのですが、この業者選定の目的ですね、

枚方市が求める、プロポーザルにおける事業者選定法の、事業者像というのをその次の方に書かせてもらっています。更新には高度な技術力と確実な執行能力、執行体制を整えた事業者がいるということで、枚方市のパートナーとして事業者を選定したいと考えております。パートナーとして選定する業者ですので、その中で、枚方市と協議をして、基本構想、基本設計と移っていくわけですので、枚方市の意見が反映されたものになるだろうというところで、この事業を考えているところでございます。これで、一番初めに背景がよくわからないというお話をいただいたところの説明に替えさせていただきます。もうひとつ、更新のスケジュールですね、どんなふうに更新を進めていくのか、そこも見えないというお話をいただいております。真ん中のところにスケジュールの表を書かせていただいております。1から6番まであるのですが、今は審査会ということで①のところにいるわけなのですが、その次の基本構想、基本設計というのを、事業者をこの会で決めていただいて、平成27年から平成30年の中ごろまで、3年半をかけて、この中で、基本構想、基本構想の中には実証実験も含まれておりますけれども、それを経て基本設計へと移っていきたいという風に考えております。基本設計が整ったのちに、実際の実施設計、詳細な設計に移って、それを基に着工ということになります。着工、今の予定では、平成32年から平成36年までの5年間を通じて工事を行わしていただき、新第1浄水場が完成するのかと考えております。大きく見て10年間のスパンでもって、今のところは、この一連の事業をとらえているところでございます。1回目の会議でもあったのですが、第2浄水場はどうするのかという話をいただいております。その点は、6番のところに、てんてんてん、という矢印で書かしてもらっていますが、今のところは、はっきりした方針はございません。あるのは、この基本構想の中で、この第2浄水場をどうするか考えるということです。一つは、第2浄水場について、耐震化は可能であろうという判断をしておりますので、その中で、耐震補強をする。若しくは、耐震補強は、あまりに経費が高い、これであれば更新した方が、メリットが高いということであれば、更新にする。その辺のところも、この構想の中で少し考えていきたいと思っています。その中で、どこの位置にくるというところを考えて次の事業へ移っていきたいと考えておるところでございます。中宮浄水場の将来像、イメージが下の図にあるのですが、少しわかりにくい図で誠に申し訳ないのですが、中央のところに丸が三つあるとおもうのですが、そこが第1浄水場です、今現在稼働している高速沈澱池を持っている第1浄水場です。これを今回更

新して、その下ですね、新第1浄水場という形で書かせてもらっていますけど、ここの用地を購入することによって、まず、こちらに造ろうというのが、今回の更新事業になります。その後、さらに、先ほどの話で、新第2浄水場というのが、旧第1浄水場のところに、薄い四角で囲われていますけど、そこに持ってくることも可能だということも、構想でも考えるのですが、実際、第2というのは、この位置になるのか、元の位置のまま耐震補強するのか、今のところは未定でございます。ただ、考えているのは、その左の図にあるのですが、高度浄水施設のことなのですが、こちらが見てのとおり、中宮浄水場から少し離れたところに建設されており、ここで、高度浄水処理施設を、将来、改修する、築造する、更新するということを考えるには、この土地ではあまりにも狭いというので、今回の構想の中で、高度処理のことに関しては、処理フローまでは考えないけれども、次期の高度処理を建てる位置は決めておこうということを考えておりますので、第2浄水場をどちらかに持ってくるか解りませんが、とにかく高度処理の位置をこの中宮ですね、このどこかに確保しようというようなところを、構想の中に入れて進めていきたいと考えています。高度処理については、平成10年に稼働したところで、今でだいたい15年間稼働しているわけなのですが、だいたい耐久年度が50年から60年という風に考えております、残りあと45年程あるかなと考えておりますので、今の段階で次期高度処理をどういう形のフローにしようかというところまでは、今回の構想では考えないということで、今回の構想の中では、高度処理は、次期高度処理の用地だけを確保するというような形で、今の時点では考えております。実際、今回の中宮浄水場更新という形を書かせてもらっていますが、更新するのは第1浄水場、言い方が浄水場と言いますと、最後の水処理まで行って浄水が出てくるイメージなのですが、第1浄水場というのは、枚方市でとらえているのは高速沈殿池プラス急速ろ過の途中までのシステム、浄水フローと考えていただいて結構です。その後、高度処理を通じて浄水になるという形になります。一部高度処理に行くまでの処理フローの途中までを今回更新しようという計画になっておりますので、解りにくい表現でございますけど、ご注意のほどよろしくお願いいたします。

これがだいたい事業の概要と枚方市がこんな風に事業について考えていますというお話でございます。これ以外に、たくさんのご意見をいただいております。大まかに言って、五つほどあったかなと思うのですが、一つは説明させてもらったとおり、背景とか枚方市の更新に関する目的とかが、よ

く見えないという話なのですが、今のところ、説明させてもらったところ、要領の中にも、加味させてもらって訂正させてもらっています。要領をこの後、ご審議いただくわけですが、その時にも、詳細、ここを変えましたよ、こういう風な訂正させていただきましたよ、というのは、説明させていただきたいなあと思っております。もう一つ、膜処理についてたくさんのご意見もいただいております。膜処理を本当にどうするのか、本当にやる気があるのか、という話をいただいているのですが、枚方市にとってですけれども、膜処理についての考え方は、近年の他事業体の浄水場の更新、新しい新設とかを見ても、膜処理を採用されているところが、たくさんございます。またもう一つ、厚生労働省が、平成24年だったと思うのですが、水道事業の認可の手引きというのを出されたと思うのです。その中で、技術的知見が確立し、一般的に知識や経験が蓄積されている水処理というカテゴリーがございまして、その中に、急ろとか従来の横流式沈殿池というものも載っているのですが、同列にこの中に、今は、膜処理が載っております。ということは、一定の知見が出そろったというのが、一つ挙げられているのかなあということもございまして、今回の更新について、膜処理を検討する一つの材料になっております。他事業体もやっている、厚生労働省も、届出で済む、技術や経験が蓄積された水処理という判断もございまして、我々としては、使えるかどうかの可否については、検討をしたいなあとということで、今回、実証実験ということを考えさせてもらっています。実証実験の中で、当然、強引にこの膜処理を採用しようというわけではございません。まず、水質が問題になると思うのですが、そういう技術的なところが、クリアされること、同じように、水処理コスト、ランニングコスト、その後の経費もございまして、そういうものを勘案して、一定の条件さえ整えば、枚方市としては、膜処理を採用したいと思っております。従来処理法の方が膜処理よりも優れていますよねということになれば、もちろん従来処理の方法で、更新事業を進めることになろうと考えています。今回、膜処理なのか、従来処理なのか、客観的に枚方市としてどうなのか、判断を下すために実証実験をするということになっておりますのでよろしくお願いいたします。それから、まだ数点ございますけれども、工期の話ですね、この事業、3年半という時間は長いのか、短いのか、いろいろご意見あるかと思うのですが、少し、一般的にいろいろなものが入りすぎているので、少し短いのではないですか、特に実証実験の1年については、実験すらできない段階で1年の時間がきてしまうのではないかというお話もいただいております。枚方市

としては、いろいろ調べさせてもらったのですが、他の事業体で膜を採用されているという事業体を何点か、われわれ調べるだけで、調べさせてもらったのですけども、その中では、一番短いので4か月、これは少しひどいと思うのですけども、4か月から18か月でその可否を判断されているようなところがございます。平均でだいたい8.8カ月でその可否を判断されているというところがひとつ、その中で、われわれ、1年というのが長いのか短いのか、妥当なのか、難しいところはあるのですけども、一定の期間があろうかなあと判断しております。1年間で、委員のみなさんおっしゃるとおりに、判断できない場合はどうするのかという話をいただいております。採用にあたって、一つ課題がはっきりして、その課題を解決することによって採用に向けて大きく動き出すようなことが、はっきりと目的として出ましたら、1年の実証実験の工期を伸ばすことも可能だと考えております。ただ、1年経って、何の成果もないよね、まだまだ不安だよね、採用に向けたデータが集まらないよね、という判断にございましたら、やはり膜は、まだ、淀川にとって、われわれにとって、未熟な技術だという判断をさせてもらって、この時点で膜の採用をあきらめる、従来処理法の方で更新を考えるというようなことに考えております。実際、工期の延長は契約担当の方とかも、ご相談させてもらっているところなのですけども、正当な理由があれば問題ないという話をいただいておりますので、工期3年半もそうなののですけども、実証実験の一連の中でも、ある程度幅を持たしてとることができるというふうに考えております。ただ、全体の更新のスパンを、今のところ10年後に浄水場を新しくしたい、通水したいという思いもございますので、その大枠はなるべく越えないように、動かさないような形で今後努力していくことになろうかなあ、という風に思っております。膜処理に関してもう一点、実証実験の規模が不明確というお話もいただいております。この点については、われわれは、提案の中でそのサイズを出していただいて、サイズによって、たとえばこのサイズは、ラボ実験だったらだめだね、実証実験とは認められないですね、というようなことで配点の対象にも考えておったのですけども、あまりにも漠然として、条件がなさすぎるところで、大幅に実証実験のところ、仕様書の中に加味させていただきました。具体的には日量30m³以上のフローを持つこととか、既存の横流式+急ろですね、の性能と同等以上の水質を確保すること、というのも加えさせていただきましたし、高濁度について、また、マンガンについての処理についても、充分考えるようにという項目も入れさせてもらいました。一度、マンガンについては、基準の十分の一です

ね、水道の水質基準の十分の一位を目指してほしいというのを書こうと努力しておったのですが、水質基準ですので浄水に係わる基準を砂ろ過水にかけるのは、いかがなものかというお話もいただいて、やっぱりちょっといきすぎた基準ということもございまして、マンガンについて注意するように、処理を考えるような、加筆、従来处理と同じような水質が確保できるようにという表現にちょっと変えさせていただいております。それと、もう一つ、この実証実験についての経費ですね、一億六千万の中で全てやってしまうのは、ちょっとどうなのかな、というお話もいただいているかなと思うのです。この点については、一億六千万を考えるにあたって、精査するにあたって、各社コンサルタント会社にいろいろと見積を取らせていただきました。そのコンサルの見積の中で、だいたいの大きさを説明させていただいて、規模、期間とも説明させてもらった中での見積で、一定、この中でできるという話をいただいておりますので、大きな乖離はないのかな、というところもございします。ただ、数社は、確かに倍ぐらいの金額を提示されたところもございします。そのような形で今回は、実証実験の中で膜を考えていきたい、という風に考えております。実証実験は膜を含むこと、というようなことも、仕様書の中に書かしてもらっていますので、コンサルタント会社が膜を選ばないということはございしません。膜処理については、必ず検討してください、というような明記になっております。それから、評価方法とか、評価のポイントについてですけども、ちょっと、なかなか見えにくいね、というお話をさせてもらっています。我々、いろんな他事業体のことも調べさせてもらって、この評価方法になっているところはございますけども、皆さんに、一次審査、二次審査と審査を行っていただく中で、まず、事務局案を作らしていただきまして、それを一つの参考にして、審査員のみなさんの評価を付けていただければなあ、と思っておりますのでよろしくお願ひします。それから最後なのですが、これは、皆さんのご意見から頂いたわけではないのですが、我々の方の、ちょっと事務上の手違いがございまして、スケジュールの大きな変更がございします。皆さんに、ちょっといろいろ説明させてもらっている中でも、ご説明させてもらったと思うのですが、第一次審査、第二次審査、二つの審査を予定しとったのです。第一次審査の中でその業者の参加資格というのを同時にやろうという判断で動いていたところなのですが、そうしてしてしまうと、元々参加資格のないものが一次審査までできてしまって、皆さんに一次審査をしていただいた中で、いや実は、この人は参加資格がなかったね、というようなことになって差し戻しのようなことになってしまっ

て、労力ばかり使ってしまうと、これはいかなものか、という話もございまして、実際には、事前に参加資格を問わなきゃいけない、ということで、この事務を一つ増やさせていただきました。参加資格をまず確認した後、一次審査に移るとい手順にさせていただくために、スケジュールが大幅にずれ込んでおります。この点については、申し訳なく思っております。後段のところの議案の中でもスケジュールというところがございますので、そちらの方で、詳しく説明させていただきたいなあ、と思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上が、だいたい、大幅な皆さんの意見をいただいたところと、大きく変えさせてもらったポイントになります。詳細の方は、議案の中のところで、一つ一つ、この点を変えさせていただいたという風にご説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会長： はい、ありがとうございます。前回のいろんな疑問点とか、議論して出てきた、宿題みたいな形だったのですが、ご説明いただいておりますこの件に関して何か質問等意見がありましたらよろしくお願いいたします。

一番理解できなかった、分かりづらかった、今回のプロポーザル方式の業者選定の目的が、ここに明確にされましたので、パートナーとしてということで、一緒に考えていくということで、最終的には、市に考え方がもちろん出るはずですので、それは、一番疑問に思っていた部分が理解していただいであろうと思っておりますので、それ以外にか今のうちに質問をしておきたいとかありましたら。

委員： 前回質問させていただいて、こういうご説明によって、よく解るようになってるので、あと詳細な点については、これからの審議でいかがでしょうか。

会長： 発言がありましたような、詳細な説明の中で議論していけばということで、基本的な考え方は、充分、委員の先生方に理解していただいたようなので、具体的な話に移ってよろしいでしょうか。

委員： パートナーとして作っていくというのは、協議をしながら枚方市の意向をもって、この中にも書いてあるのですが、途中で、要するに枚方市の意向で変更も有りうりますよという話ですね。

事務局： そうですね、協議を行って、一つ一つ進めていきたいし、大きな判断をするところは、もちろん、枚方市が全面に立って、こういう方向でいきますという形で判断していきたいなあと考えております。

委員： その裏側にあるものは、要するに変更した場合には、当然、工期であるとか、金額であるとか、そういったものを修正しますよというような話なので

すね。

事務局： 工期変更まであって、金額の変更はないという、そんな事は有り得ない。工期の変更があれば、仕事が発生しているわけですから、もちろん、金額の変更も有るという判断です。

2 議 題

議案第1号 プロポーザル実施要領（案）等の決定について

会 長： よろしいですか。質問がないようでしたら、中の方に移りたいのですが、よろしいでしょうか。今日の議案案件というところに移りたいと思います。

まず、議案第一号のプロポーザル実施要領（案）等についていきたいと思
います。詳細な説明を事務局の方からよろしくお願いします。

事務局： それでは、議案第一号のことについてご説明させていただきます。資料は、資料1-1と資料1-2、A3の横になります。よろしくお願いします。前回の一回目の審議会でも提出させていただきましたけども、かなり意見をいただいて変更の点がございまして、また、契約担当との話もありまして、一部訂正させていただいている箇所もございまして、ページを追いながら、申し訳ないのですが説明させていただきたいと思
います。まず、ページをめくっていただいて、2ページから進めたいと思
います。2ページのところには、今、前段に説明させてもらった背景と目的をもって、特に書かして
もらっているところ
です。そちらの分は、A3の表とほぼ同じなので、割愛させてもらいますけど、目的、背景をそこに詳しく書かせてもらったというところ
でござい
ます。それから、最初に一つ、書きぶりですね、この仕様書について、書きぶりのところで、付番の付け方が少しバラバラであったので、そのことも指摘していただいていたので、付番についても統一した形になって
おります。1.のあとに(1)を付けさせてもら
う、その次が①、その次がアという風な、4段階の形で様式を統一させてもらっていますので、よろしく
願
います。

3ページに移るのですが、3ページの期間ですね、第5節ですけども、委託期間なの
ですが、下の行のところに、なおというところ、なお書きで入れさせてもらっています。ここのところも、委員のみなさんに、期間はどのように
するのか、変更があったらという話をいただいていますので、あえて加筆させて
いただいたところ
です。実際には、この委託業務なので、枚方市としては期間の変更は、可能だ
というのは前提にあるのですが、皆さんに周知することも必要なあ
という
ことで、ここに
あえて加筆させてもら
います。その下の委託金額の上限額という形で、また、ここも
あっさり
と書

かせてもらっています。これも、契約担当の方のところとも議論しましたし、実は、枚方市、プロポーザル事業が2回目なのです。一回目はというと、わずか一か月前に進んでいまして、そちらの方のプロポーザルの様式と合わせていかなくちやいけないというところもございまして、我々、単独でいろいろ考えていたのですが、前段のプロポーザルと同じような表現方法にというところを変えさせていただいています。

次のページになります。プロポーザルの実施スケジュールの予定というのを書かせてもらっています。これも、先ほどちょっと説明させていただいたのですが、前段ですね、参加表明書類の受付、受付に関する質問とかいうところ、先ほどの資格審査をここですというところを加筆させていただいていますので、それで、前回お配りした案の中からずっとずれておりました、前回では、3月20日がひとつの第四回目で締めということで考えておったのですが、今の段階では、ヒアリングの実施日、下の方にございますけれども、4月17日のあたりを予定しております。この点については、また、スケジュールの調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。加筆させていただいた分で、スケジュール表、かなりずれておりますので、ご確認の方よろしくお願ひします。

次のページ、5ページになります。ここからが少し契約担当との話で変わっているところが、ところどころあるところがございます。一つは、実施要領の公表というところがありまして、前回では、公表、配布方法1ですね、2. 受付等に関する問い合わせというのは、一つ、二つの項に分かれておったのですが、一つの中に2. というところで合わせていただいております。統合させてもらっています。それからもう一つ、総合契約検査室のホームページ、あえて四角で囲うような、協調するよというので、業者さんのみなさんによく解るというよというところ、こういうところ、若しくは必着にするよに郵送するところとか、というよなところについても、強調する形で今回提示させていただいております。

6ページになります。表2のところですね、参加表明書類一覧という形で書かしていただいております。ここが、ややこしい書き方で、皆さんにご指摘をいただいたところ、参加資格確認用書類一覧というよな名前、何のことかよく解らないという指摘がありましたので、あっさりとして参加表明書類一覧という形で統一させてもらっております。その下の※1というのですかね、注意書きのところなのですが、設計実績、業務実績を書く欄があるので、どのようなものが必要かというところの中に、発注者の証明を受

けるというところがあったのですが、今の段階では、発注者が、他の事業体に発注した証明書を発行してもらおうというのは、他の事業体にご迷惑がかかるというので、枚方市ではやっていないという注意を受けましたので、この項を取らせていただいております。同じように、テクリスという業務カルテがあるのですが、同一に並列してパブリスです、そういうのを挙げておったのですが、パブリスの方も一般的ではないので、テクリスに一本化してほしいというところで、この二つが削除させていただいているところです。その下(2)参加に関する制限事項のところ、一者につき一件とするという風に書かせてもらっています。ここは、元々は一者につき一件しか参加できないという風な、回りくどい書き方だったところを、書き直させてもらっています。あと、受付期間とかいうところで、日で終わっていたところを正午までとかいう風な形で加筆させてもらいました。

同じように7ページのところでは、Eメールアドレスのところ、同じような強調を付けさせてもらっています。その下のところにも必着するように郵送することというところについて、強調文ということで下線を入れさせてもらっています。郵送先、Eメールとかいうところにも注意書きをするようなところにさせていただいております。

8ページなのですが、表3のところに入ります。表3のところ、表の題目なのですが、第一次審査提出書類一覧という風な書き方をさせてもらいました。第二次審査のところでは、技術提案一覧という風な形になって、いや、これは二次審査だね、という話ですので、第一次審査、第二次審査という形で統一させていただきました。表3のところは、第一次審査提出書類一覧という形、二次審査のところでは、第二次審査提出書類一覧という形で書かせてもらっています。表の3のところの※2のところなのですが、直近2か年の財務諸表を提出することという形になっておりますけれども、始めは、財務諸表など、貸借対照表、損益計算表、キャッシュフローなどという形で、ややこしい、どれも財務諸表にその三つが含まれるということなので、財務諸表という形で一本化させてもらっております。※3のところなのですが、また同じようなところが、参加表明書のところにも書かせてもらいましたので、再度、提出することという風に書かせてもらっております。

続きまして、9ページになります。9ページの表4の一番右下のところなのですが、官民連携手法導入可能性調査、アドバイザー業務等の実績という形になっております。以前は、その他関連業務を入れておったのですが、その他関連業務というのが明白でないということで、ここをカット

させていただきます。

10ページは、他には、問題がないですね。この辺のところは、同じように強調するようなどころを入れさせてもらっているところですよ。

11ページなのですが、先ほども説明させてもらったのですが、表5のところですよ。第二次審査提出書類一覧、一次、二次というので統一させてもらいました。このところは、技術提案書提出書類一覧という風な形から変更された部分ですよ。同じように表の一番上のところに第二次審査提出書というのがあるのですが、ここが技術提案書提出書という分かりにくい表現だったのが、第二次審査提出書という形にさせていただきます。

次が13ページです。表6の中なのですが、表6の頭も第二次審査という形になっております。それからもう一つ、評価項目のところも、評価項目、大きく三つに分かれております。基本構想の策定に関するところ、それから、官民連携手法検討業務という形になっています。以前は、整備手法検討業務ということで、ちょっと解りにくい表現となってますけれども、ここは、PPPを考えた官民連携手法について考えなさいという分かりやすい表現にさせてもらいました。

続いて、14ページ、15ページとも強調を入れさせていただいたという形になっています。

16ページなのです。15. その他というのがあります。15. その他は、元々あったのですが、色々な項目をこの中に加えさせていただきました。実際には、15の(5)、(6)、(7)なのですが、この部分が、実は項だてして、独立して立ち上がっておったのですが、その他にくっつけて統一した方が解りやすいということで、ここに(5)、(6)、(7)入っております。(5)というのは、この業務に参加する足代とか紙代、そういうものは業者の負担ですよということ。(6)は、情報公開に関すること。

(7)は、辞退というのがあったのですが、ここでも、ちょっとだけ残させてもらって、辞退するならば、いつまでお願いします。というようなことをあえて書かせていただいております。

ずっといまして、18ページです。第11節というのがあります。契約を締結しない場合、これは、まるまるなかったのですが、契約担当とのやり取りの中で、この項目が必要だということで、この11節全て付け加えさせていただきます。

続きまして、21ページのところに移ります。表9の中、同じように先ほども説明させてもらったのですが、官民連携手法の導入の可能性の調査

のところに、その他関連業務の実績というのがあったのですが、その部分をカットさせていただいております。

続いて23ページです。第二次審査の選定基準のところの評価項目の真ん中のところ、二段目のところなのですが、先ほどと同様に整備手法検討業務というのを、解りやすい形、官民連携手法検討業務ということで、訂正させていただいております。主な訂正は以上です。すみません、もう一つ諸表があります。A3横の表になります。資料1-2なのです。この中で大きく変わっているのは、評価項目の中に基本設計の項目が入ってありました。基本設計の項目をこの段階で評価するのか、という訳ではないです。基本構想が終わったのちに基本設計に移る訳なので、基本設計で提案される内容というのは、まずないであろうということで、あっさり全て削っております。その関係で前回お見せしたのは、配点の点数ですね、加点方法が少し変わっているというのが訂正点でございます。

以上でございます。

会長： はい、ありがとうございます。只今プロポーザル実施要領について、変更点等詳しく説明いただきましたが、今の話について何かご質問あるいは、ご意見有ればよろしく申し上げます。

委員： 8ページの財務諸表のところなのですが、B/S、P/L、C/Sと書いてありますけれども、ここは、ちゃんと貸借対照表、そういう風にした方がいいと思います。

事務局： 解りました。略号から元に戻します。

委員： それから、これは、等と書いておいた方がいいかと思います。あと、株主資本と変動計算書とかですね、これ、要は剰余金の処分とかを書くやつなので、これも出来たら出させた方がいいし、あと、付属計算書で販売一般管理明細書というのがありまして、損益計算書、一般管理とか少額しか出てこないと思いますので、もしそこまで細かい人件費とかいろいろな経費が、明細がいるのだったら、出させなければ、そこまで分析、必要ないと思うのですが、必要な時に三つだけだったら、あと追加で、とは言えないと思いますので。

事務局： 確かに、なかなかあとから追加は、お願いできないと思います。

委員： とりあえず、この三つは必ず。

事務局： 解りました。その方向で訂正させていただきます。

委員： もう一点、A3の二枚目の一番下の提案価格、これ⑤になっていますが、

④

事務局： ありがとうございます。訂正させていただきます。

会長： 他にございますか。

委員： 一点、私の方から、いちばん最初の方で、2ページですけども、委託業務範囲ということで（1）から（7）までとなっていますが、これは、委託の範囲なんですけども、ここでいうプロポーザルの実施の範囲というのは、あとを見たら、それこそ横長の資料1-2とかでは、これだけしますというのが書いてあるんですけども、ここで、委託の範囲はここまでで、その中で提案として評価されるのが、この範囲ですよというのが、要は、（1）から（3）までですよと明記した方が解りやすいのではないのでしょうか。委託業務とプロポーザルの範囲がちよっとちがいますのでねえ。

委員： 評価表の中で基本設計を抜いているのは、説明は、今、されたんですけど、それがちよっとどういう意味か解りにくい、なぜ、ここに基本設計がないのだろうと思っていました。

事務局： 評価の方ですね。

委員： 何かそれが解るように注意書きでもいいし、今、委員がおっしゃっているような、そういう表現でもいいですし。

委員： 書いた方が、間違いがないような気がしますけどね。

事務局： 解りました。解りやすいように表現、検討させてもらって。

会長： 明確にさせていただいて、よろしくお願いします。

委員： それから、もう済んでしまった話かもしれないんですけど、受託実績で膜処理というのは入れないのですかね。15年以内の処理量4万5千t、9万の二分の一で、規模的にはそうなるのですけど、膜処理の実績というのは、入れるか入れないか、あるいは評価項目として膜処理をやっていたら点数を上げるか、そういうことはしなくていいのですか、一般的に知れ渡っているから、それはやったことがなくても、資料を持ってきてやればいから、そういうようなことになりませんか。

事務局： 参加資格の中では、膜は入れなくていいのかなあ、っていう考えをしまして、提案事項の中で経歴とかあると思うんですけど、その中で、膜、こういうのを作ったよ、という経歴が表示されていけば、加点の対象という風に考えてあげていけば、という風に。

委員： それはこの評価の中身に入っていましたか。

委員： 実績、経験が豊富であると判断したものから、順に高い評価ですという風に書いてあるのですよね。

委員： 膜をやっていると、それがあると、要するに加点を1にするのか2にする

のか、細かい話はあるのですが、どの程度重みを付けるのか。

委員： 5点の中身というか、同様にここ活性炭がありますから、それを見据えた上の処理をしなければいけないというのだったら、オゾン活性炭も向き合ったことがあるのかというのも、加点の大きな要素になってきますね。制限の資格ではないですけど、加点の要素の一つではあると思います。

委員： それを、まあ、我々委員のそれぞれ個々の判断に任せます、にするか、あるいは、ある程度、この位にしましょうというものまで決めておくか。

委員： もう一つ下の表ということですかね、5点の中身。

委員： 採点要領ですね。全部決めると大変なので、大事なことは、ちょっとそういう風に。

事務局： 提案がどこまで来るかというのは、なかなか難しいところがあって、例えば、膜処理にしても、何個請け負っていたら何点、一個で何点、何個というのは、決めてしまっているんですけど、ない場合も、ない場合はないと思うんですけど、我々の想定を超えることもある。

委員： そこら辺を判断するのは、普通だから、膜処理だったら4万5千t以上が何者あるか、そこからだいたい話はするのですが、そこで、あんまり少なかったら、もうちょっと広げるとかという話になってくるので。

事務局： 評価のポイントとか項目については、先ほども話をさせてもらったところなのですが、事務局である程度考えをまとめて、その加点をつけて、参考資料としてお見せします。その中で、こういう考えで同意できたら、同じような点を付けていただいたらいいし、委員のみなさんご経験、知識で、これは、もうちょっと見てあげた方がいいよね、というところが有りましたら、委員のみなさんで加点も上げる、残念だね、というのだったら減点するという事で評価していただければ、ありがたいなあと考えています。

委員： 事務局で、まあ、筋書、今は持っていますけど、出たら、その提案の中身によって、その加点の項目も点数も試案を事務局で作りますよということですね。ただ、今言われたように、一つ膜も考慮には入れておきますよ、高度処理も加点の一つになるでしょうという、そのようなものですね、今は明言できませんけどもということですね。

委員： 今は、4万5千t以上で、過去15年以内といたら相当数あると思うのです。かなりの数がね、膜をここに付けちゃうと、確かに絞り込みすぎて参加者が減ってしまう。

委員： 高度処理をやるともっと絞り込みますね、数件しかないですからね。

委員： ただ採点上は、ちょっと、その辺は差をつけるのがいいかなあ、その感

触なのですけど。

会 長： 今、意見が出ている状況を見ながら加点の案を作っていただいております、業者が出てこないとわからないので、それによっては、臨機応変に対応するのだという考えでよろしいでしょうか。

事 務 局： あまり、事前に何点何点としてしまうと難しいのもあるのですけど、せっかく委員のみなさんに集まっていたのに、数字だけが評価の対象になる、一個からは1点で、二個からは2点と決めてしまうと、我々何考えたらいいのだと、反対になるのではないかとということもございまして、ちょっとこの辺は、緩やかな評価方法となっています。幅を持たした評価方法となっています。

委 員： そういう実績とかは、書類とか社歴なんかで、全部、どういう風な形で把握するのですか。

事 務 局： 実績という形でこういうのをやったよ、が解るような形になっておりますので。

委 員： 提出させるものは、書類にはっきり書いておかないと。

事 務 局： 技術者、主任技術者の実績の中にもありますし、会社の実績としては、様式上書いていただいて、その書いたやつの添付書類としてテクリスとか、そういうものを、添付していただくという形で考えています。

委 員： 工事实績とPPP実績なんかも入る訳ですね。

事 務 局： 様式上に記入していただいて、それを資料で確認させていただくという形になります。

委 員： 細かいこの評価内容、こういうところは、また、仕様書とかその辺を見ていながら、ちょっと細かいところが有りますので。

議案第2号 業務仕様書（案）の決定について

会 長： 他に何かございますか。なければ次に進めさせていただいて、また、戻ってもありということをお願いしたいと思います。それでは、議案第二号の業務仕様書（案）の決定について、を議題に行きたいと思います。事務局の方からご説明をよろしくをお願いします。

事 務 局： それでは、議案第二号の仕様書（案）の決定についてご説明します。こちらの方も前回、ご指摘いただいた点を訂正させていただいているところなんですけども、そのところについて、特に大きく変わったというところについて、ご説明させていただきたいと思います。資料を見ていただくといいと思います。資料、まず、1ページ目を捲っていただいて、目次があるのですけども、そちらのところ、ローマ数字のⅢ番のところは官民連携手法検討業務、先ほ

ども説明させてもらっておりますけれども、そのような名前に変更させていただいております。

続きまして、2ページのところです。2ページのところについても、基本構想の策定業務、官民連携手法検討業務という1番から6番まで並んでいるところなのですが、(3)の浄水処理の実証実験業務というところで、基本構想において検討した浄水処理方式についてという形にさせてもらっておったのですが、第1浄水場に係る浄水場方式というように、第1浄水場のところを検討するのだよという風に、第1浄水場というのを3番のところもそうなのですが、(4)のところについても、基本設計業務についても、第1浄水場の配置計画を検討するのだよという風に、第1浄水場という言葉をつけさせていただいております。(6)のところの耐震劣化診断業務についても、磯島取水場のところを加えさせてもらって、場所がはっきり特定できるような形に加筆させていただきました。続きまして、ずっと大きな変更内容はないのですが、基本構想策定業務のところまで、変更点はございません。

13ページのところをお開き下さい。13ページのところの基本構想のところ、解りにくいところが有ったということで、ここは、大きく変えさせてもらっているというか、ややこしく書きすぎたというところで、簡素化させていただいております。4.のところ、配置計画の検討というのが、13ページの下の方にあるのですが、前回のところでは、ここのところ、に運転維持管理方法の検討、概略設計若しくは配置計画の検討という風な三つの項目に分かれておったのですが、運転維持管理方法の検討というのは、ローマ数字Ⅲの官民連携手法の検討業務のところの方がふさわしいということで、そちらの方に移動させてもらったのと、概略設計、配置計画の検討というのは、ここにある4.の配置計画の検討の一つと統一した方が解りやすいということで、概略設計というのをこの中に入れさせてもらって、4.のところに書かせてもらっております。配置計画の検討というところで、前は、(4)というので、パース図をこの中で作りなさいという話があったのですが、配置計画の段階でパース図を作る必要はない、最終段階のパース図だけが必要だということで、8.の基本構想の報告の取りまとめのところにパース図が元々あるので、そちらの方に集約してこの一枚でいいよという形で書かせてもらっております。

続きまして、ローマ数字のⅢのところ、トップ15ページなのですが、官民連携手法という形に名前を訂正させてもらっております。

次のページ、16ページの基本事項のところなのですが、委員の方から解りにくいという批評がありましたので、これで解りやすいかどうかは、微妙なところはあるのですが、解りやすい表現と基本事項のところを変えさせてもらっております。特に、PSC、VMF、DBO、PPPいろいろな言葉、三文字熟語というのですか、なんというのか解らないのですが、出てくるので、これの詳細な説明がいるのではないかというご意見をいただいていたのですが、実際に請負う業者というのが、PPPに関する官民連携手法に関する業務を経験したことがあるものという判断をしますと、あえて詳細な説明は、いらないのかなあというところで、そのまま、マニュアル通りというのですかねえ、ガイドラインに沿った形でそのまま使わせていただいております。

続いて18ページです。浄水処理実験、実証実験業務、このところは、今回、大幅に変更させていただきました。前段の説明させていただいた通りのことが、この中に入っているのかなあと考えています。目的のところにはどのような目的にするのかというところ、特にデータの集積ですけども、許認可ですね、厚生労働省に届ける許認可、もし許認可が必要であったら、許認可に耐えうるデータが必要なのですよというような形で書かせてもらっています。データの精度というのがある程度、業者に伝わるのかなあという風に考えております。ずっと、実際には、前段の前の仕様書と見比べてもらったら、大きく変わっていて、全て変わっているという風にご説明するしかないところなのですが、5. のところで、水処理フローの条件というのがございます。どんな実験したらいいのかわからないなあという話もいただいていたので、ここで処理フローは、以下のものであるという風なこと、処理フローの検討においては、膜ろ過を中核として膜ろ過を考えなさいという風なこと、濁度、マンガンの対象が可能な処理施設として機能を有するものということで、濁度、マンガンについては、特に気を付けなさいというようなことを、ここで書かせていただいています。処理水質の要求水準を6. のところに書かせてもらっていますが、この中についても、現状の第2浄水場にありますが、既存施設の横流式沈澱池急速ろ過の処理水と同等の、それ以上の水質を確保できることというように、水質の要求水準を書かせてもらっています。その後には高度処理があるのです。そのことも気を付けなさいというようなことで、なお書きを付けさせていただきました。

その次の22ページのところに、実験設備の規模を書かせてもらっています。これも、先ほど説明させてもらったところなのですが、大きさがよ

く解らないね、という話をいただいていますので、(2) 22ページ上段です、(2)の③のところに一施設あたり30m³/日以上以上の設備が要りますよというようなことを書かせてもらっています。この30t以上というのは、水道技術研究センターが膜の認可という業務をやっておられるのですが、膜を認可する際に30m³以上の水量で実験した結果でもって認可をするというお話を聞きましたので、最低この認可以上の水量をまず確保して下さいというので、この30というのを提案させてもらっています。以上ですので50であろうが100であろうが、原水最大使用量が600まで使えますので都合のいいところ、どういうものを考えておられるかというところで、提案していただければいいのかなと考えております。

23ページのところなのですが、上から②、③、④というようなところがあります。④のところを一年間を通じて普通の水質だったらどうするのか、添加実験が必要でしょうね、というところもあると思います。添加実験のことについて、④のところ、ある程度水を作って実験して下さいね、という様なことをお願いするようなことを書かしてもらっています。費用負担があつて、実験の報告という風な形で、大幅に訂正させてもらっています。最後の5番のところ、実験の報告として、実験報告書として取りまとめることというあっさりとした文になっております。この中で、実際はこの処理フローが判断できるか、この実験の中で判断するわけなのですが、それは、基本構想の中でも同じようなことを書かしてもらっていますので、あえて実験項目でこの処理フローが枚方市で使えるかどうかの判断を書くこともないのかなあ、ということで、基本構想の中で処理フローが使えるかどうかの判断をお願いするというのでこのような形になっております。そのあと、V. 基本設計業務、測量地質調査のVI、VII. の耐震劣化診断業務という様な形になっております。ちょっと、あえて特にVII番、測量業務とか、取ってつけたような形になって、先ほどもこれは、プロポーザルの対象じゃないのではないですかというお話もいただいておりますが、確かにこの辺のところ、提案するような内容ではないような気がしますので、先ほどご意見いただいた通り、プロポーザルの範囲はこのあたりですよ、技術提案をいただくのは、この業務ですよ、という風なところも明確にしていきたいなあと思っております。耐震劣化診断として、磯島取水場を今回挙げさせてもらっているのですが、これは、一つに今回の更新事業というのが、耐震化を求めるというのが、大きな事業の項目になります。10年後、中宮第1浄水場が完成した後、後っていうのは、今です、耐震化率0から浄水場を更新する10年後に

は、13万t分の9万tが耐震化ということになって、60数パーセントの耐震化率ということになって、10年後には、非常にいい浄水場になるうかと思っておりますけども、中宮浄水場の原水を取水する取水口ですね、磯島取水場のところが、実はまだ、耐震診断されてない状態でありましたので、ここを耐震しないと後の浄水場が生きてこない、耐震化された浄水場が生きてこないということがございまして、急きょこの中に、申し訳ないのですが、滑り込ませたような事情でございます。ここは、なぜ遅れたというのは、一つは大阪府と大阪市の統合の問題とか色々ございましたし、もう一つは、枚方市の磯島取水場の上流に大阪企業団の磯島取水場がございまして、実は、この中宮浄水場は、企業団の取水場から取り出した原水をそのまま100パーセント融通してもらえようような管構造ですかね、システムになっております。枚方市の磯島取水場にもしも何かがあった場合は、企業団の同じ磯島取水場、場所はちょっと違うのですが、地名なので申し訳ないのですが、から取水100パーセントいただけることがございまして、なかなか耐震診断というのですかね、そういうのに着手してこなかったという経緯がございまして、後々になっておりますけど、今回いい機会ですので、診断するという様なことで、ここに付けくわえさせていただいております。だいたい大きな変更は、仕様書の大きな変更は、以上でございます。

会長： はい、ありがとうございます。只今の業務仕様書についての説明がありましたけれども、何かご質問あるいはご意見がありましたら、よろしくお願ひします。

委員： 実証業務のですね、20から21ページにかけて、原水水質について、これ示されていまして、このあと濁度、ペーハー、マンガン、かび臭物質、解説があるのですが、これなにを意図して入れられていますでしょうか、と言いますのは、このマンガンでしたら、確実な除去が必要であるとか、カビ臭でも確実な除去が必要であるとか、その次の5のところ、濁度やマンガンというのを対処可能な処理施設としての機能を有するものとする書くとね、どちらかというところは、基本構想の方へ入るのかなあと思うのですがねえ。

事務局： ちょっと、この1～4番までは、蛇足ですね、カットさせていただきますわ。

委員： 5の水処理フローの条件もね、膜ろ過で濁度は除去できますけど、マンガンは確実に除去できるかどうかというのは、ちょっと、不透明だと思うのですね。そのところは、6では、現状の横流式の沈澱池ですか、その水質と

同等のものを得られたらいいのだと書いてあるのですね。このところを、ちょっと整合性を持たしたらいいと思いますね。

委員： マンガンについて、よく解らなくて、同等以上の水質が確保できる、ちょっとマンガンが、少し不安があるという様なことであれば、これは、膜の位置の前が前提なのですね、今の、だから沈殿ろ過が前提になっていて、急速ろ過水の処理水質と比較するというのは、まさにこのことを言っているわけで、膜は、後ろではありませんよ、前ですよ、それで同等以上の水質が確保できるということは、若干マンガンに不安があったら、それは、あと別に処理をしてとりますよという様なことですね、そういう解釈でよろしいのですか。ただ、5のところを書いてしまうと、マンガン等への対処が可能な処理施設としての機能を有するものとするとしていると、これは、前処理を付けないといけないのかなあと、一般的には考えてしまいますね、マンガンの除去のための前処理。

事務局： 実際には、やっぱりマンガン除去の前処理というのですかね、100パーセントは取れないにしても、前段で落とせるようなことを考えてほしいという風な形で、ここには加筆させてもらっているのです。現状はね、高速沈澱池のあと砂ろ過なのですけど、砂ろ過、複層アンストラの複層ろ過なのです。アンストラの複層ろ過で現実100パーセントではないのですけども、マンガンは落ちるのですよね、冬場はちょっとスルーするのですけど、夏場は100パーセント近いくらい落ちるので、その能力位を検討してほしい、どこかで何かを検討してほしいなあとというので、お願いを兼ねてここに書かせてもらっているのですけども。

会長： このフローは、ろ過の表現も、ろ過に求めるよう件ではないということですね、トータル的にどこかで取れる。

委員： 今のご説明だと、現状の凝集沈殿砂ろ過で夏場は良く取れていると、で、それを膜ろ過でも求めたいというお話なのですね。

会長： 同等以上というのは、そういう意味だということですね。

委員： 一番問題なのは冬ですね。

委員： 何らかの施設はありますよ、取ろうとしたらね、一番手頃なのは、生物処理を入れるということが出てくるのですけどね。

委員： 生物処理にしてしまうか、ちらっとした塩素処理を放り込んだら。

委員： 塩素処理をしたら、結局それで砂ろ過を持ってくる、ろ過を持ってくるということは、何のために膜を入れているのかわからなくなってくる。

委員： 若しくは、その後にマンガンだけのものを入れてしまうのかというのを、

プロポーザルに入る人が考える訳なのですね。

委員： そこも自由提案みたいな形にするのか、枚方市さんでお考えのいたいフローみたいなものがある、そういうのを全面的に出さずに、自由に考えてくださいという風にかかれているようで、やっぱりよく見るとこういう順番かなという風な。

事務局： ある程度、自由提案を目指しているところではあるのですが、おさえるところは見ていただきたいなあという書きぶりになっているので、ん、と言うところがあるかもしれませんね。

委員： 選択肢はないですからね。

委員： 実験のところの選択肢だけであって、実際にそれを導入するかは、別の話になってしまうのですよね。

事務局： まず、水質をクリアすること、あまり大きな、巨大な施設になってしまうと、経費もどんどん上がってしまう、その経費は、やはり、ちょっと問題であろう、そこで選別が発生するかと思うのですが、実フローのことも考えて、ある程度考えてもらわないと困るということですね。

委員： 言っていることは、自由提案がいいのかもしれないですね。

委員： その次は、何のために実験しているのかというのがありますがからね。実験のための実験だけで、終わるのだったらもったいないですね。

事務局： 解りました。

会長： あと、高濁度とか、除いてしまうのであれば、フローのところ、濁度、マンガン、このカビ臭物質というのは、こちらに入れるべきかなあと思ったのです。それも対象ですよ。

事務局： そうなりますよね。ここは、ちょっと訂正できてなかったですね。カビ臭物質というのは、前段で取れることはほぼないと考えていますので、後段にオゾン活性炭がありますので、そっちで100パーセント取りますので、この中で出てくることはないかなあ。

会長： チェックのトライもしないということですね。

委員： 委員が先ほど言われた話はね、5番と6番のそのところが、ちょっと、もやもやしていて、急速ろ過の処理水は、今のものと同等以上の水質が確保されますよ、全体としては、濁度、マンガンに対処が可能な処理施設、そうすると、5番のものは、では何の水質を目指すのかってというのが書いてないですよ、これは、最終処理水が幾らという様な、そういう話が本来5番とセットでないと。

委員： 5番はですね、たぶん、6番の2行目のところに書いてある同等以上とい

う中にマンガンなんかも取ればいいのですよ、とそういう解釈をして下さいということになると思うのです。

委員： あと、高度処理だけど、それは、要するにこういう処理で同等以上であれば、高度処理があとにあってマンガンが解消される。

委員： だから、それを提案者がマンガン、きっちり取らないといけないのだったら、何らかのマンガン処理施設を導入しましょうという形で、実験として提案してくる可能性があると思うのですけども、それを提案してきたときに、その提案について、私たちが高い評価を付けるか、付けないかというのは、ちょっと、これは別の話になると思うのです。

委員： ここは、逆に、勉強しなければいけないというか、ここは高度処理が入ってないけど、高度処理のパフォーマンスまで見て、最終処理水がどれだけ出てくるかというので、評価しなければいけないわけですね。

委員： 一応、第一段階は、今の凝集沈殿砂ろ過の水質と比べて、6番が一番、ただ、夏場になると膜ろ過だけだと取られないから、同等以上はクリアしないということになりますね。

委員： 評価のポイントみたいなものはっきりさせとかないと、非常に何か不安ですね。

委員： ただ、取れるか、取れないかはプロポーザルの段階では全然わからないわけですよ。それを調べようとするか、しないかという行為を、私たちが点数を付けるだけの話なのですよ。

委員： 提案されたものでそれを見つけれられるというか、それ自体をするから、提案したもので、処理水質が出るかどうかというのは、評価しなくていい。

事務局： その手法を考えておられるかですね、マンガンのことを考えておられるかですね。

委員： 結論としてこれだというのは、ないですからね。

委員： もちろん、やってみなければわからないところがあるから、提案だけで、これはやるに値しません、そういうのではないと思いますけど。

委員： 5番と6番の書きぶりを残すのだったら、やっぱり、マンガン処理を別途考えておられる提案が高い評価になるだろうと言うことで、それを付けずに実験する提案よりも、付ける提案をする方が、こっちに合致するでしょうということになると思いますね。いづれにしても、(1)から(4)は、取った方がすっきりすると思いますね。

事務局： 残骸が残っていました。特にカビ臭は明らかに残骸です。申し訳ないです。

委員： いまの、関連して、(1)のいちばん最後の行に、最近の大型台風とか

の高濁度の話がありますけども、これは、実験施設というより、基本構想でどう対応するかというのを、ちょっと、一行でも入れておいてもらわなければいけないと思うのですが、それは、入ってあったのですかね。基本構想そのものに、あの厚労省の方でも手引を、ガイドラインでしたかね、なんかに、7月ごろに発表されましたね、雨の降り方がとにかく変わってきていますので、もしないのだったら、下二行を基本構想の方に入れておいてもらう方が。

事務局： ちょっと、どこかに、ここだけは生きさせるように考えます。

委員： 高濁の話は絶対出てきますのでね。

事務局： 解りました。

委員： 注意していないといけない項目については、最大濃度はこの位まで、と書く方がいいですけどね。

委員： どんどん更新されつつありますからね、このごろ。淀川水でも1000度というのが、しばらくなかったのに、2年前には二回もありましたからね、1000度越えが。この9月でも札幌なんか4500度とか言っていましたからね、江別市ですか。この前の山形では15000度って、こんな数字があるのかという風な数字を書いていたね、昨年山形の東村山広域でね。15000言ったら、泥そのものじゃないですか。今の二行外すのでしたら、そっち側に。

事務局： 解りました。

委員： 細かい話を言ったら、濁度なんかだったら、どこまで上がるかですね。凝集剤の注入器の、容量であるとかね、そんなところまでくるから、みな、費用計算とかそこに入ってくるので、プロポーザルというより、実際、中身をやるときに、そういう話をしないと。

会長： 他に何かございますか。

委員： データの公開は、もう、運転管理のデータとかああいうのは、おそらく業者さんは全然知らないだろうから、公平に、要するにこういうデータで開示しますよというのは、示すのですね。

事務局： 浄水処理の運転データということですか。

委員： トラブル記録とか、それはどこまで出せるかという話ですが、ここまで出せるというものは、やっぱり、当然考えておかないといけない話ですね。従来方式でやる場合に、現在、なにかトラブルを抱えていたら、それを改良するような、要するに設計の内容になってくる、膜処理については、全く新しい形なので、それは、まあ、全く新しい形でやるのですが、従来方式で出

してもらいにしても、ここの分は改善、うちがやりますね、それを提案書の中に入れてもらうとかね、という様なことは、元を見ないと解らない訳ですから、もし、そういうのであれば、ちょっと示しといたらいいのかな。

委員： それと、いまのに、関連して一点ですけど、今回、高度処理のところまでは、なにも検討に入れないということですけど、今、流れとして、最後に粒状活性炭があるところは、もう一回ろ過がいるのではないかと、関東の方は、みな、あとろ過になっていますのでね、それを提案した場合の評価というのはどのようになるのですかね。それをやろうとしたら、レイアウトも何もかもみな変わってきますのでね、今のままで最後の活性炭で、ポンプで送り出すのでしたら、そんなに混乱はないんですけど、また、もう一回、最後にろ過を入れるとなったら、レイアウトから何から何まで、基本がゴロンと変わってくるのですけども、そんな混乱させるような提案するのは、×とするのか、+とするのか、どう考えたらいいのですかね。

事務局： まず、私が思っているのは、やはり、そこまで考えているというのは、やはり高度な提案であるという風に考えて、プラス得点になると思いますね。じゃあ、実際どのようになるのかという話は、実際、業務が始まっていく中で枚方市とプロポーザルを受けた業者の中で話していくわけなのですが、木端微塵ということはもう有りえない。

委員： 提案の時にすべて案が固まるのではなくて、そこまで考えてくれている業者だったから、パートナーに値するというで、○というか+というか、提案でもものが決まるのではないのですね。提案することによって、あなたはパートナーとしてふさわしいのですよと判定するだけだと。

委員： 今おっしゃっているのが、業者さんに伝わるかどうかです。これを読んでね、そこまで業者さんが考えて、これはいろいろ提案した方が、点数がいいのだということで、やってくれるかね、あとのろ過を入れるとコストが高くなるからこれはもう外しといて、こうしようという風に業者さんが思うかね、それはわからないからね。

会長： 先ほど言われた、従来方式の課題があるかないかというのは、見てもらわないと解らないという前提があれば、それを、資料、データを提示できるのですかという問題もありますよね。

委員： 短い期間でやってもらうのでね、準備しといて、どこかに、ですね。

会長： いろんな考え方が対応性のある方がよしとすれば、データの持ち出しを示して、その中で考えてくださいという様な事をやらないと、善し悪しが見えてこない。

委員： 公平にやらなければいけませんので、一者だけにそれを示すわけにはいきませんし。

事務局： この中、中宮浄水場固有の確かに困ったことというのは、何点かあります。でも、淀川水系でちょっと悩んでこられるというのは、枚方市だけじゃなくて、他の事業体もほぼほぼ同じようにあるのです。先ほどの高濁度の点についても、示さなくても淀川水系だったら皆知っていますよね、カビ臭のことについてもそうだし、マンガンのことについても、あえて出すようなことでもなく、実際、公に。今、この淀川水系で困っていることだという判断もできるかと思うのです。では、いちばん困っているのは、低水温、高速沈澱池なので、低水温時の低濁度の凝集沈殿が困っている、このことも高速沈澱池の常識だと、私は思うのです。あえて課題を、前も話させてもらったように、課題をぼんぼん出して、この課題をやっつけてくれという提案を待つのではなくて、淀川水系の高速沈澱池だったらこういう課題があるだろうと、課題提案型でちょっと思っているので、ちょっと、確かに提案が出にくいかとは思っているんですけども、そういう中でも提案を出していただけるような業者をパートナーとして選びたいという風に考えています。

委員： まさに、パートナーを求めているというのが、ここに凝集されているような感じがしますね。業者さんが自ら見つけてくるかどうか、見つけてきたら、そこは高く評価してあげないといけないですね。的外れな提案だったら、それは低くなってしまうのですね。

会長： 今の状態で提示が、今の言葉であればこのままいくと、その範囲の中でどこまで考えてくれるかですよ。

事務局： 年報とかはずっと出ていますので、そういうのは、見ていただければわかると思うし、淀川水系で今どんなことを困っているのかというのは、水道協会の発表とかでもいろいろ自治体が発表されていると思うのですね。それを見れば、基礎的な資料はある一定そろっているかなという気がしますので。

会長： 今、話されたような視点で、出てくるところで評価を、そういう内容、掘り下げた点での構想が入っていれば、加点するという考え方でいけば、それはそれだと思います。どこもそれが無かったら困るのですね。

事務局： それは、ミスマッチとかいろいろあろうかと思うのですけども、一回目ということでございましてね。風呂敷がちょっと広いかなというところはあるのですけど、課題提案型で今回プロポーザルを進めてまいりますので、とりあえず、このまま提案を待ちたい。お願いしたい。

- 委員： 満足のいく提案が出なかった場合は、どうするのですか。
- 事務局： 満足のいく、確かに我々が思っているものと、事業者が思っているものは違うかもしれないのですが、ある一定水準を超えているという判断があれば、先ほども枚方市とかと協議の中で、実はこういう課題もあるのだよという風に、課題は、今度は提案できますので、一定の技術、知識を持っているものを選んでいただくということで、ちょっと、その辺のところ、ミスマッチでも大丈夫かなと思います。
- 委員： 今回の提案の中身で判断するのではなくて、パートナーとしての資質を判断するだけであって、その業務の中は、話をしながら決めていくということで。
- 事務局： 資質を判断するのに、いろいろ提案していただくという手法を採っているのですが、なかなか難しいと思うのです。我々の思っているようなところを提案していただけるかどうかは、解らないのですが、何とか出てきた資料、提案を基に資質を量っていきたいなあと思っております。
- 会長： 技術者何名とか、自動的に決まるのですか。資格を持った人の名前、書いてありましたね。管理者とか、本当は人によりますよね。資格を持っていても能力のある人がきてくれないと。
- 事務局： 現実、最低限資格が必要なので。
- 委員： 資格と担当した業務の経歴みたいなものを書いてもらうのですね。
- 事務局： そうです。
- 委員： こちらから言ってあげないと解らないことがもう一つあって、非常時の話なのです。非常時にどれだけ応援が受けられるソースがあるかというのは、これは多分コンサルさんでは、解らない。企業団からの受水をどうするかという様な、そういう話で、それは常時の話と非常時の話が有って、特に非常時の話は、彼らに提案として出してもらうというのは、ちょっと難しい、いつも前提として、こういったものが有りますよというのは、出してあげる方がよい、のじゃないかなあ。自前でこれから設計する浄水装置の中に、そういうリスクみたいなものを回避するようなものを入れるかね、ダメな場合は企業団から受水が可能ですよという様なことで、どちらを選定するかで、また違って来る、たとえば連絡管が要りますといった話とか。
- 委員： 危機管理までは、なかなかコンサルの人はわからないですね。たとえば、今浄水に関する人は、企業団からの水が枚方市内100%いくかということ、いかないですね、50パーセントいくかいかないかというところで、実際、今15%しかとってないです、それは、枚方市の南側だけです。北側には、

物理的に届かないようになっているのです。パイプがつながっていないから
そちら側の50パーセントは、今のところはいかない。じゃあ、これをどう
考えるのだと言ったら、仮に100パーセント企業団村野の浄水場の方から
カバーできるということでしたら、仮に何があっても、ここを止めてもどう
もない訳です。そうしたら、かなり冒険的なこともできるし、ぎゅっと詰ま
ったこともできるのですが、そこまで求めるのは、ちょっと難しいかもしれ
ませんね。

事務局： 危機管理的な関係のところは、確かに、その中身を言えば、企業団さんとの
の関係にもなろうかと思うのですが、ある意味、一般論的なところでも
いいのかなあという気がします。たとえば、すぐ見てもらったら、年報とか
見てもらったらわかるのですが、枚方市の中宮浄水場は、13万t、送
配水量は15万t、実際、足りないじゃないか、要は100パーセントに近
い処理能力で動いている状態、これは、危機管理的に、一般的にどうなのか
という発想をした時に、バックアップが全然ないという訳ですよ、ないじ
ゃない、じゃあ、何か作らないといけないのではないですかという提案は有
ろうかと思えます。企業団さんの21800、毎日いただいているのですけ
ど、そういう内容を知らなくても、その状況を見れば、どういうことを考え
なければ、バックアップを考えなければ、浄水のバックアップを考えなけれ
ばいけない、配水池も何個あるのか、配水池についてもバックアップであつ
たり、二重化であつたり、ということを提案していただければいいのかなあ、
この段階では、今の段階では、プロポーザルの段階では、危機管理的な、一
般的な提案でいいのではないかと思います。実際に、中に入っていたら、
今、言っているようなところを、枚方市は、南部は企業団さんの水で相
互応援できているけども、北部の方はできていないよとこっち側のところに、
何らかの手立てを何年かのうちに造らなければだめだねえ、という話も、実
際、業務の中は、できてくるのかと思いますね。今、おっしゃっている中身
は、実際は、プロポーザルが終わって、業者が決まって、業者の中で次の段
階を考えていくようなところだと思うのです。今は、課題の提案型ですので、
今の中宮浄水場総処理水量13万t、送配水量15万t足らずはどうするの
か、バックアップのことは何も書かれていない、こういうところは、考えて
いかなければだめだよねえ、という提案をいただければいいのかなあと思っ
ております。

委員： このあたり、気づいてもらえるか、どうかですねえ、気づいた人には○か
なあ、パートナーとしてふさわしいですねと。

委員： このプロポーザルを受けたところが、色々な基本構想を策定する段階で、話し合いながら、いろんなところを、ちょっと、考えてよとかいう手もありますよね。

委員： もうちょっと、こういう項目を検討します、の中にね、受水であるとか、こういうようなものを検討内容に含めますよという風書いておくわけですよ。

事務局： それは、また仕様書の中に書くのですが、仕様書というのは、この案の状態なのですが、実際、業者が決まると、この仕様書という形になって困る訳なのですが、今の段階では、案という形で、決まった業者と仕様書について話をさせてもらって、今のように、危機管理を入れようね、話をお互いさせてもらって、その業務の中でできるようなものは、仕様書に書くという様な形なのですね。

委員： 例えば、受水を増やすとか、連絡管を作るというのは、可能性云々の話ではなしに、可能性が無くても、プロポーザルの段階では、書いてあるかどうかというのが。

委員： 10ページの14. スケジュール表で、官民連携手法検討業務の中で、28年度と30年度に分けて行うような絵を書いているのですが、これは、これでいい訳ですよ、こういう風に考えておられるということで。間違いでなければ理由は結構です。

事務局： はい。

委員： 16ページの官民連携のところ、いちばん上の方で、グループという名称が出てくるのですが、ヒアリングを行うということで、ヒアリングというのは、その請け負ったコンサルタントの人が、事例検証する相手方をグループといっているのですか、例えば、横浜の川井浄水場だったら、メタウォーターさんが、SPCを作って運営されているのですが、あれをグループっていうのか、SPCっていうのか、株式会社ですね、一企業です、そうしたら、グループという名称でいいのですかね。特別目的会社を作って請負っている官民連携の場合、そうじゃないものもありますけど、広島の水みらい広島は、SPCではなしに、三セクみたいな形で、広島県企業局とスイングが株式会社を作っているのですが、東京水道サービスさんみたいに株式の中に、色々な企業さんが入っておられるのを、あれもグループとみるのか、名称だけ考えていただければ。

事務局： そうですね、私も、説明する知識がないので、申し訳ないのですが、再度、ちょっと、この言葉を考えさせてもらって、解りやすい表現に変えられ

るようでしたら、変えさせていただきます。これが、PPPで常識な言葉なら、このまま使いたいのですけど、その辺のところも、検討させてもらって、最適な方法に訂正させていただきます。

委員： 16ページの、4番、参入可能性調査、これは、PPP方式による推進が有利と判断され、スキームがおおむね固まった段階でやるので、PPPが有利と判断されない場合、やらなくていいということですか。

事務局： そうですね。

委員： そこを判断するのは、おそらくバリューフォーマネーを比較したうえで判断するということになるので、順番からすると4番より5番が先になる。それと5番のバリューフォーマネーのところ、実施した場合の事業期間を通じて必要となるの、事業期間がよく解らない。これ、例えば、何年とかいうような形でイメージしないと、維持管理費と固定費とあるので、どちらに比重があるかで変わってくるわけですね、年数によって、ちょっと、ここを示してあげないと解らない。

事務局： 解りました。

委員： まあ、いわゆる、LCCを比較するのですよね、バリューフォーマネーからLCCの比較なのだけど、年数の取り方で、50年にするのか何年にするのか。

事務局： 全然違いますよね、スパンによってだいぶ変わってきますね。解りました。

会長： 他にございますか、よろしいでしょうか。

委員： 実証実験のところ、成果のイメージなんですけども、業務の中身として、ここは、実験だけ書いていますけど、基本設計の設計諸元をまとめるというのは書いておかないですか。

事務局： 実際、この業務自身が基本設計で終わる一連の業務ですので、その中で、実証実験がある訳ですから、一つ一つの中で設計諸元をここで求めるというのは、書かなくても最後は基本設計まで至るという訳ですから、何らかの形で結果を出さなきゃならないのは、間違いないことなので、あえて書く必要はないのかなあ、という気がして抜いてあるんですけども。

委員： 認可で説明する時にはね、有れば解りやすいのですよ、そういうのにも使えるので、基本的な設計諸元みたいなものは、報告書の中でもらっておいた方がいいかなあ。

事務局： 加筆させていただきます。そういう意味であれば。

会長： よろしいでしょうか。追加等訂正とか、いかがでしょう、今までの、今日の議論、プロポーザル実施要領から始まって、評価基準表(案)、業務仕様書

(案)についてご意見いただきましたが、一応、今のような審議内容で訂正がありますけど、ほぼ、審議も終わったと思いますので、まずは、この辺でよろしいでしょうか。今後の実施要領等について、本日の審議を持って、審議会の意見がほぼまとまっております。市の方から諮問をされていたプロポーザル実施要領等の作成につきまして、答申として市にお返ししたいと思います。皆様、これでよろしいでしょうか。

○（「異議なし」の声）

会 長： ありがとうございます。それでは、プロポーザル実施要領等の作成につきましては、本日の審議内容を踏まえて上で、私の方から答申させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、次の次第4の今後の審査会のスケジュールについて、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

事 務 局： 今後の審査会のスケジュールについて、ご説明いたします。

資料3「今後の審査会のスケジュール」をご覧ください。

本日、第2回目の審査会を開催させていただき、プロポーザル実施要領(案)、評価基準表(案)、業務仕様書(案)について決定する答申を頂戴しました。

今後、12月18日にプロポーザル実施の公示を行い、同時に本日答申を頂戴しましたプロポーザル実施要領等の配布、参加表明書の受付が始まります。

1月13日には、すべての応募事業者からの参加表明書が提出されますので、事務局で参加資格の確認を行い、1月20日には各事業者あてに参加資格確認の結果を通知する予定です。

その後、第1次審査提出書類の受付が始まり、2月10日にすべての書類が提出されますので、2月17日ごろを目途に第3回選定委員会を開催し、第1次審査を行う予定としております。

第1次審査で審査した結果を2月20日に郵送により各事業者へ送付し、同時にこの日から第2次審査の受付が始まります。

第4回選定審査会は、前回の審査会では3月20日ということで皆様に日程調整をさせていただきましたが、スケジュールが後ろにずれ込んだため、現時点では4月17日を想定しております。

ここで、第1次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを聞いたのち、ヒアリングを行い、その後、最優秀提案者の選定と審査講評を作成するため審議を行います。

最優秀提案者を決定したのち、4月24日に選定結果通知書を事業者あてに送付するとともに、評価結果の公表を浄水課ホームページ上で行います。

その後、最優秀提案者と協議を行い、仕様書を確定し、5月の下旬ごろをめどに契約締結を行う予定としております。

前回のスケジュールから大幅に変更となり、また、本審査会の会議が年度をまたぐ形となってしまいましたこと、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

会 長： はい、只今事務局の方から説明がありましたけれども、何か、意見等ありますでしょうか。

委 員： 2月7日は、確定ですか。

会 長： 私の方は、卒論発表とちがっていますから、19日にさせていただくありがたい、よろしいでしょうか、4月17日は、大丈夫です、私は。

事 務 局： 4月17日は、次年度になっておりますので、仮押さえということで、また、ご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長： まずは、2月の方の2月19日(木)ということでよろしいでしょうか、よろしければ2月19日木曜日ということで。第2次審査会は、4月17日(金)を一応仮押さえということで。

委 員： このくらいの時期に、日水協の支部の大会とか入ってくる可能性があるもので、出ていかなければいけませんので。

事 務 局： 年度をまたいでいますので、このあたり皆さんに…

会 長： 4月以降に再調整ということで。

事 務 局： ちょっと、第2次審査については、今度は、業者のみなさんにも通知をある程度の段階でしなければならないので、また、その辺のところは、ご相談させて下さ、申し訳ございませんけど、よろしくお願いいたします。次回は2月19日ですけど、時間の方、どうしましょう、今日と同じように3時くらいからとかかまいませんし、ちょっと、時間、余裕を持たしてもらって一応2時からということで、14時からすいませんけど開催したいと思います。ちょっと、皆さん、心配していただいているところで、応札で誰も来られなかった場合とか、一者の場合、急きょ皆さんにご連絡をしなければならないようになろうかと思っておりますけど、再度申し訳ないのですけどよろしくお願いいたします。

委 員： 最後に一つ、会議録の扱いはどのようになるのですかねえ。

事 務 局： 最後に公表という形にさせていただきます。

事務局： お時間は有りますので、ちょっと、目をとおしていただければ。

公表自体は、最優秀提案者が確定した後に。

一つだけ、ご確認させていただきたいのは、今、何点か修正事項をいただいております。それは、郵送かメールかで、皆様に返させていただきます。よろしくお願いたします。

本日は、色々ご意見いただきまして、ありがとうございます。おかげさまで、最後に答申までいただくことが出来ました。ひょっとすると2.5回目があるのかなと思っておったのですが、無事答申をいただいて講評につながる事が出来ました。業者がね、一者とか0とかいう可能性も無きにしても有らざるございますので、今後とも、色々なことでご迷惑をかけるかと思えますけれども、第3回、第4回と審査会の方、ご出席いただきますよう、よろしくお願いたします。

今日は、どうもありがとうございました。

3 閉 会